

【医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給事業】FAQ

番号	医療	介護	障害	分類	Q	A
1		○	○	①全般	介護分と障害分は、分けて提出しても良いか。	医療分・介護分・障害分を、1枚にまとめて提出してください。 (申請は1回のみです。)
2	○	○	○	①全般	事業所ごとに振込先口座を分けたい。	申し訳ございませんが、振込先口座を分けて対応することはできません。 申請者(法人)口座は、1申請者につき1口座でご申請ください。
3		○	○	①全般	介護分・障害分とで振込先口座を分けたい。	申し訳ございませんが、振込先口座を分けて対応することはできません。 申請者(法人)口座は、1申請者につき1口座でご申請ください。
4	○	○	○	①全般	申請者名は事業所の管理者でも良いか。	事業所の管理者ではなく、 貴法人の代表者名 をご記入のうえ、代表者印を押印ください。
5	○	○	○	①全般	申請後、支給されるまではどの程度かかるか。	随時処理を行ってまいります。区での内部処理の関係上、概ね1か月半程度はお待ちいただきますようお願いいたします。
6	○	○	○	①全般	法人内で、介護サービス・障害福祉サービスの両方で事業所を持ち運営している。両方で支給を受けられるか。	慰労金…対象の従事者の方が兼務している場合は、重複して支給できません。 支援金…事業所が異なるようでしたら、支給を受けられます(ただし、障害福祉サービス事業所では、同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず、1事業所とみなします)。
7	○	○	○	①全般	法人本部が北区内にないと支給対象にはならないのか。	法人本部の所在地は問いません。 今回の各事業については、 事業所の所在地が北区内であること が1つの条件となっております。
8	○	○	○	①全般	法人本部が北区内にあるが、事業所は北区内外にある。この場合は支給対象にならないのか。	法人本部の所在地は問いませんが、 事業所は北区内に所在している 必要があります。 今回の各事業については、 事業所の所在地が北区内であること が1つの条件となっております。
9	○	○	○	①全般	区から振り込まれてから、内部処理の関係で、対象従事者への支給が2ヶ月以上かかりそうだが、問題ないか。	内部処理の関係での支給はやむを得ないものと考えますが、極力早めの支給にご尽力いただきますようお願いいたします。
10	○	○	○	②慰労金	慰労金対象者へ振り込む際の振込手数料は支給されるのか。	支援金でご対応をお願いします。

【医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給事業】FAQ

番号	医療	介護	障害	分類	Q	A
11	○	○	○	②慰労金	対象者が重複しているかどうか確認ができない。とりあえず1度申請するのは良いか。	必ず、対象者が重複していないことを確認してからご申請ください。申請は1回のみとなります。後から追加でのご申請は承りませんので、ご注意ください。
12	○	○	○	②慰労金	令和4年3月末で退職した職員については、慰労金の支給対象か。	他の支給要件を満たせば、令和4年3月末で退職された方も対象とすることができます。詳細は、別紙事業一覧表の支給対象者をご参照ください。
13	○	○	○	②慰労金	既に退職済みの職員について、連絡がつかない方がいるが、どのようにしたら良いか。	慰労金の支給対象とするかどうかについては、法人様にてご判断いただいても構いません。ただし、必ず支給することができる方を対象としてください。区へのご申請後に対象人数が変わる（申請金額が変わる）ことのないようご注意ください。
14	○	○	○	②慰労金	本部の職員は対象として良いのか。	患者（介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所の場合は利用者）と直接接する職員の方を対象としています。
15	○	○	○	②慰労金	委託職員も対象として良いのか。	委託職員も対象として差し支えありません。ただし、人数の算定については遺漏のないようご注意ください（後から追加での申請はできません）。
16	○	○	○	②慰労金	「10日勤務」とは、半日勤務でも良いのか。	1日の中の勤務時間については、問いません。
17	○	○	○	②慰労金	1人30,000円の支給を、20,000円で対象従事者へ支給したい。	支給額は、医療機関については1人あたり「50,000円」、介護・障害福祉については1人あたり「30,000円」となります。金額を変更しての支給はできかねます。ご注意ください。
18	○	○	○	②慰労金	法人内で常勤か非常勤かで、支給額に差をつけて支給したい。	支給額は、1人あたり一律同じ支給額となります。（医療機関は50,000円、介護・障害福祉サービス事業所は30,000円）金額を変更しての支給はできかねます。ご注意ください。
19	○	○	○	②慰労金	個人で支給を受けたい。	申し訳ございませんが、当支給事業は、法人単位で申請を行う必要があります。したがって、個人単位での申請は承ることができません。
20	○	○	○	②慰労金	慰労金支給一覧表は参考様式とのことだが、給与明細のコピー（振り込んだ実績記載）で代用しても構わないか。	差し支えありませんが、慰労金支給一覧表と同様、必ず保管し、区からの求めがあった際にすぐに提出できるよう予めご準備ください。

【医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給事業】FAQ

番号	医療	介護	障害	分類	Q	A
21	○	○	○	③支援金	今後購入するものに充てて良いのか。	差し支えありません。
22	○	○	○	③支援金	複数の用途がある場合は、申請書はどのように記入したら良いか。	事業所における支給額の中で、最も多く供与される用途をご記入ください。
23		○	○	④協力金	対象の種別で、かつサービス提供実績がある場合のみ申請できる、ということか。	お見込みのとおりです。 対象種別に該当するかご確認の上で、令和3年度におけるサービス提供実績を確認ください。 なお、対象者へ訪問してサービスを提供した場合に限ります。ご注意ください。
24	○	○	○	④協力金	支給される協力金について、本部付にして良いのか。	協力金事業のねらいとしては、自らの感染リスクがあるにも関わらず対応いただいたヘルパー等の介護職員に対するものとなります。したがって、直接対応する職員へ供与されるようにしてください。
25		○	○	④協力金	協力金の申請に該当する実績があるため申請予定だが、窓口で実績が分かる書類を持参する予定。 その際、請求書を窓口提出しても良いか。	差し支えありません。
26		○		④協力金	サービス提供実績の分かる書類とは、どのようなものを指しているのか。 (介護：訪問介護事業所)	訪問介護事業所では、下記①～③を想定しています。 ①訪問介護計画書…援助内容を確認します。 ②第2表（居宅サービス計画書の写し：居宅介護支援事業所から送付を受けたもの）…援助内容を確認します。 ③訪問介護サービス実施記録…該当の日付におけるサービス提供記録を確認します。 ④サービス提供票……………該当の日付(実績)のサービス提供有無を確認します。 ※窓口にお越しの際は、事前にお電話でご予約の上、「協力金：入力シート」を印刷いただき、上記資料と一緒に持ちください。
27		○		④協力金	サービス提供実績の分かる書類とは、どのようなものを指しているのか。 (介護：居宅介護支援事業所)	居宅介護支援事業所では、下記①～③を想定しています。 ①第2表（居宅サービス計画書）…援助内容を確認します。 ②第5表（居宅介護支援経過）……………該当の日付の、訪問によるサービス提供経過を確認します。 ③第6表（サービス提供票）……………該当の日付(実績)のサービス提供有無を確認します。 ※窓口にお越しの際は、事前にお電話でご予約の上、「協力金：入力シート」を印刷いただき、上記資料と一緒に持ちください。

【医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給事業】FAQ

番号	医療	介護	障害	分類	Q	A
28		○		④協力金	サービス提供実績の分かる書類とは、どのようなものを指しているのか。 (介護：介護予防支援事業所)	<p>介護予防支援事業所では、下記①～③を想定しています。</p> <p>①C表（介護予防サービス・支援計画表）…支援内容を確認します。 ②E表（経過記録）…該当の日付の、訪問によるサービス提供経過を確認します。 ③サービス提供票…該当の日付(実績)のサービス提供有無を確認します。</p> <p>※窓口にお越しの際は、事前にお電話でご予約の上、「協力金：入力シート」を印刷いただき、上記資料と一緒に持ちください。</p>
29			○	④協力金	サービス提供実績の分かる書類とは、どのようなものを指しているのか。 (障害：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	<p>下記①・②を想定しています。</p> <p>①個別支援計画…援助内容を確認します。 ②サービス提供実績記録票…該当の日付(実績)のサービス提供実績を確認します。</p>
30			○	④協力金	サービス提供実績の分かる書類とは、どのようなものを指しているのか。 (障害：計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援)	<p>下記①～②を想定しています。</p> <p>①サービス等利用計画・障害児支援利用計画…援助内容を確認します。 ②計画相談支援（障害児相談支援）加算記録 または 地域定着支援提供実績記録票…該当の日付(実績)のサービス提供実績を確認します。</p>